

(令和5年4月1日一部改正)

## 「消防団の活動に協力する事業所等を応援する 県税の特例に関する条例」の認定要件等について

「消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例（平成23年静岡県条例第33号。以下「条例」という。）」第2条第1項の要件を全て満たすものとして、「消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例施行規則（平成23年静岡県規則第34号。以下「規則」という。）」の定めるところにより、知事の認定を受けた法人又は個人に対し、一定期間、事業税の不均一課税（減税）を行うものであるが、条例第2条第1項で知事が定める認定要件等は以下のとおりである。

### 1 認定要件

#### (1) 条例第2条第1項本文について

法人にあっては、事業年度終了の日における資本金若しくは出資金の額が1億円以下の法人又は出資金の額が1億円を超える特別法人（地方税法第72条の24の7第6項に規定する特別法人をいう。）であること。

☆ 地方税法第72条の24の7第6項に規定する特別法人（令和4年4月1日時点）

1	農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、たばこ耕作組合
2	消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会
3	信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会
4	中小企業等協同組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、内航海運組合、内航海運組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業組合連合会、生活衛生同業小組合
5	輸出組合、輸入組合
6	船主相互保険組合
7	漁業協同組合、漁業協同組合連合会、漁業生産組合、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、共済水産業協同組合連合会、輸出水産業組合
8	森林組合、森林組合連合会、生産森林組合
9	農林中央金庫
10	医療法人

#### (2) 条例第2条第1項第1号について

県内に事務所又は事業所（知事が定めるもの<sup>(※1)</sup>に限る。以下同じ。）を有し、かつ、当該事務所及び事業所の全てが消防団（消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条第3号に規定する消防団<sup>(※2)</sup>をいう。以下同じ。）の活動に協力していると認められる基準として知事が定めるもの<sup>(※3)</sup>に該当すること

※1 知事が定める事務所又は事業所は、事業主又は使用人等が常駐しているところであり、かつ、平成18年11月29日付け消防災第427号で消防庁長官から通知された「『消防団協力事業所表示制度』の実施について」に基づき市町長又は市町の消防長により定められた消防団協力事業所表示制度に関する実施要綱（以下「表示制度実施要綱」という。）を導入している県内市町（以下「表示制度導入市町」という。）に所在している事務所又は事業所（以下「事業所等」という。）とする。※平成23年度に県内全市町で導入完了

(令和5年4月1日一部改正)

※2 自衛消防団等は消防組織法第9条第3号に該当しない。

※3 知事が定める基準は、表示制度実施要綱に基づき市町長又は市町の消防長により消防団に協力している事業所等として認定（以下「表示制度による協力事業所の認定」という。）されることとする。

### (3) 条例第2条第1項第2号について

県内に事務所若しくは事業所を有する事業主、当該事務所若しくは事業所に常時勤務する役員又は当該事務所若しくは事業所において雇用する使用人（知事が定める要件<sup>(※4)</sup>を満たす者に限る。次号において同じ。）のうち、消防団員（消防組織法第19条第1項に規定する消防団員<sup>(※5)</sup>であって、県内の消防団に置かれるものをいう。以下同じ。）である者の数が、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人又は個人にあつては1人、出資金の額が1億円を超える特別法人にあつては3人以上であること。

※4 知事が定める要件は、雇用した使用人が雇用保険の被保険者（県内において現に勤務していない者を除く。）となっていることとする。ただし、個人事業主の専業者又は法人の代表者と同居する親族の場合は、雇用保険の被保険者となっていることを要しない。

なお、以下の場合は当該要件に該当しないので、留意すること。

- ①一定の期間を定めて雇用される労働者（いわゆる「契約社員」をいう。）のうち、反復更新により1年を超えて雇用される見込みがない者
- ②役員を兼務している労働者のうち、雇用保険に加入していない者  
（登記簿上の役員及び労働者としての役職を有し、雇用保険に加入している者は使用人に含む。例、取締役兼営業部長）
- ③保険会社、証券会社等の委任による外務員  
（労働契約による募集職員は「労働者」に該当し、使用者に含む。）
- ④事業所等からの出向・派遣先が県外である者  
（なお、県内派遣先の表示制度による協力事業所の認定、消防団員への配慮規定は審査対象としない。）
- ⑤短時間就労者及び派遣労働者のうち、勤務時間が週20時間未満の者又は勤務時間が週20時間以上の者で反復更新により1年を超えて雇用される見込みがない者

※5 「消防組織法第19条第1項に規定する消防団員」とは、同法に基づき任命された消防団員をいい、団長等も含む。（当該消防団員の職務は、同法第21条において「消防事務に従事する」と規定されており、条例制定の趣旨に鑑み、活動実績のある消防団員を対象とする。）

### (4) 条例第2条第1項第3号について

県内の全ての事務所及び事業所<sup>(※6)</sup>において、使用人が消防団員としてその活動を行う場合における昇進、賃金、労働時間その他の処遇については、当該事務所又は事業所の他の使用人との均衡を失することのないよう適切な配慮を加える旨の規定が、知事が定めるところ<sup>(※7)</sup>により、整備されていること。

※6 「県内のすべての事務所及び事業所」とは、条例第2条第1項第1号の表示制度導入市町に所在する全ての事業所等とは範囲が異なり、法人等が有する県内の全ての事業所等をいうものであり、消防団員である使用人が現に雇用されていない事業所等も含む。

※7 知事が定める規定の整備は、労働協約その他使用人と使用者との間の労働条件等について、以下のことに配慮して定められたもので、書面又は電磁的媒体により、整備されていること。なお、労働基準監督署への届出の有無は問わない。

(令和5年4月1日一部改正)

- ・消防団員である従業員に対し給与及び昇進にかかる不利益な取扱いをしないこと。
- ・勤務時間中の消防団活動への従事に対しては、年次有給休暇取得の強制や給与の減額を行わないこと。

## 2 申請手続

### (1) 申請

不均一課税を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、1に掲げる要件（条例第2条第1項に掲げる要件）の全てを満たす法人又は個人として知事の認定を受ける必要があり、規則で定めるところにより知事（当該地域を管轄する地域局長）に「消防団活動協力事業所等に係る要件認定申請書（規則別記様式）」（以下「認定申請書」という。）を提出し、認定を受けなければならない。

### (2) 申請期限

#### ア 法人の場合

当該不均一課税を受けようとする事業税について、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第72条の25及び第72条の28の規定により事業税を申告納付する場合の申告書を提出する期限の30日前までに、認定申請書を提出しなければならない。

#### イ 個人の場合

当該不均一課税を受けようとする事業税について、法第72条の55第1項及び第2項に規定する申告書を提出する期限（確定申告書の提出期限）までに、認定申請書を提出しなければならない。

### (3) 添付書類（具体的な提出書類は、別紙参照）

ア 条例第2条第1項本文に規定する資本金又は出資金の額を確認できる書類（法人のみ）

イ 申請者が、出資金の額が1億円を超える特別法人であるときは、特別法人であることを証する書類

ウ 条例第2条第1項第1号に規定する消防団の活動に協力していると認められる事業所等として知事が定める基準に該当することを証する書類

エ 条例第2条第1項第2号に規定する消防団員である事業主等の数が、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人又は個人にあつては1人、出資金の額が1億円を超える特別法人にあつては3人以上であることを証する書類

オ 当該消防団員の消防団における活動実績を確認できる書類（エに規定する人数分）

カ 条例第2条第1項第3号に規定する規定が整備されていることを証する書類

キ 上記アからオまでに掲げるものの他、知事（地域局長）が必要と認める書類

※ 対象となる常勤役員又は使用人（消防団員）に係る添付書類を提出する際には、本人の同意を得ること。（参考：別紙「具体的な提出書類」、様式例4）

### (4) 対象となる常勤役員又は使用人のプライバシーへの配慮

#### ア 申請者

申請に当たっては、個人情報保護法をはじめとする法令等に十分留意しなければならない。

#### イ 地域局

事務処理に当たって収集した個人情報について、静岡県個人情報保護条例（平成14年10月25日静岡県条例第58号。）の規定に基づき適正に管理しなければならない。

## 3 消防団の活動に協力する事業所等の認定の取消し

偽りその他不正の行為により条例第2条の認定を受けた事実が判明した場合、認定を取消す。

(令和5年4月1日一部改正)

(控除されていた税額の取り扱いについては、①法人→更正通知を送付する。②個人→納税通知書を送付する。)

#### 4 その他

##### (1) 税額控除額の算出 (※「事業税不均一課税計算書」参照)

###### ア 法人の場合 (認定を受けたものは申告書に記載する。(2)参照)

不均一課税額は、次の(ア)により算定する。

なお、(イ)により算定した額から(ア)により算定した額を控除した額が100万円を超える場合は、(イ)により算定した額から100万円を控除した金額による。ただし、平成28年3月31日までに開始する事業年度においては100万円を10万円に読み替える。

(ア) 静岡県税賦課徴収条例(昭和47年静岡県条例第8号。以下「税賦課徴収条例」という。)附則第17項若しくは第18項の規定又は第19項の規定を適用して計算した金額からその2分の1に相当する金額(通常税率に2分の1を乗じて得た率で算定した税額)を控除して得た金額

(イ) 税賦課徴収条例附則第17項若しくは第18項の規定又は第19項の規定を適用して計算した金額(通常税率で算定した税額)

###### イ 個人の場合 (財務事務所において計算する。)

不均一課税額は、次の(ア)により算定する。

なお、(イ)により算定した額から(ア)により算定した額を控除した額が100万円を超える場合は、(イ)により算定した額から100万円を控除した金額による。ただし、平成24年から平成27年までの各年においては100万円を10万円に読み替える。

(ア) 法第72条の49の17第1項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額からその2分の1に相当する金額(通常税率に2分の1を乗じて得た率で算定した税額)を控除して得た金額

(イ) 法第72条の49の17第1項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額(通常税率で算定した税額)

##### (2) 申告書の記載 (法人のみ)

法人は、法第72条の25及び第72条の28の規定により事業税を申告納付する場合の申告書(確定申告書及び中間申告書並びにこれらに係る修正申告書(省令様式第6号))の⑳欄(県税で使用しない欄)に不均一課税適用前の税額と適用後の税額の差額を記載し、㉑～㉓、㉕欄には不均一課税適用前の額を記載し、㉖欄には㉑-㉒-㉓-㉕の額を記載する。

(令和5年4月1日一部改正)

事業税不均一課税計算書

<b>(法人の場合)</b>			
申請に係る事業年度	年 月 日～ 年 月 日		
所得区分	課税標準額 ①	税率 /100 ②	税 額 ①×②
年 万円以下の金額	円		円
年 万円を超え 万円以下の金額	円		円
年 万円を超える金額	円		円
軽減税率不適用法人の金額	円		円
計			③
<b>(個人の場合)</b>			
申請に係る年	年		
	課税標準額 ①	税率 /100 ②	税 額 ①×②
課税標準額等の内訳	円		③ 円
税額控除される金額		不均一課税後の税額	
③の額×1/2 ≤ 100万円の場合 → 「③×1/2」の金額	④ 円	③－④ 円	
③の額×1/2 > 100万円の場合 → 100万円			

(令和5年4月1日一部改正)  
別紙 (具体的な提出書類の例)

	提出書類	具体例	
1	(条例第2条第1項本文に規定する)資本金又は出資金の額を確認できる書類(法人のみ)	法人の登記簿謄本(*1)、定款の写し(要代表者印)	
2	(条例第2条第1項本文に規定する)申請者が出資金の額が1億円を超える特別法人であるときは、特別法人であることを証する書類	同上	
3	(条例第2条第1項第1号に規定する)消防団の活動に協力していると認められる事業所等として知事が定める基準に該当することを証する書類	表示制度による協力事業所の認定を受けている全ての事業所等の所在市町長(消防本部の長)の表示制度による協力事業所の認定を受けていることの証明書(事業所等名、所在地、認定年月日)	
	県内の全ての事業所等の名称・所在地等が確認できる書類	様式例1参照 法人の登記簿謄本(*1)、事業概要書、法人パンフレット 等	
4	(条例第2条第1項第2号に規定する)消防団員である事業主等の数が、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人又は個人にあっては1人、出資金の額が1億円を超える特別法人にあっては3人以上であることを証する書類 ※ 該当者が条例第2条第1項第2号に規定する人数以上の場合でも、区分ごとの人数分のみ添付すること	共通	
		個別	事業主の場合
			常勤役員(*3)の場合
		使用人の場合	従業員名簿の写し(*5)、使用人名簿の写し(当該使用人分のみ)(*5)
			次のうちいずれかを提出すること。 ・健康保険被保険者証の写し(当該常勤役員分のみ)(*5) ・常勤役員に選任されていることが確認できる法人取締役会議事録の写し(*5) ・貸金台帳等役員報酬の支給状況が確認できる書類(基準日が属する日、週又は月の支給分を含むこと。)の写し(当該常勤役員分のみ)(*4、*5) *消防団員が常勤役員であることを確認できる箇所以外は黒塗り可
		個人事業主の事業専従者の場合	次のうちいずれかを提出すること。 ・所得税の青色申告決算書(控)の写し ・所得税及び復興特別所得税の申告書B第2表(控)の写し ・健康保険被保険者証の写し(事業専従者分のみ)(*5) *消防団員が事業専従者であることを確認できる箇所以外は黒塗り可

(令和5年4月1日一部改正)

5	(条例第2条第1項第3号に規定する)事務所又は事業所の他の使用人との均衡を失することのないよう適切な配慮を加える旨の規定が整備されていることを証する書類	労働協約、就業規則、労働契約その他使用人と使用者との間の労働条件等について定められた書面等の写し (*5)
6	上記に掲げるものの他、知事が必要と認める書類	—
任意	対象となる常勤役員又は使用人(消防団員)に係る添付書類提出についての本人の同意書	個人情報提出(収集)についての「同意書」(様式例4参照) (健康保険・雇用保険・役員報酬・使用人名簿・消防団員関係の情報を収集するため。) *申請者本人が事業主である場合は提出不要とする。

- \* 1 登記の全部事項証明書も含む。なお、抄本又は一部事項証明書を提出する場合は、法人名、法人所在地、役員氏名及び役員就任年月日、資本金又は出資金の額が確認できるものであることを要する。(当該常勤役員分が確認できれば可。)
- \* 2 当該団員の「消防活動」「講習会・会議」「避難訓練」「避難誘導」「啓蒙活動」等への参加に関する市町長による文書(いずれも公印を押印したもの 様式2、3参照)  
なお、当該文書は、基準日より過去1年間の当該団員の消防団における活動を対象とする。
- \* 3 「常勤」の判断目安
  - 社会保険(健康保険)の被保険者であるか否か。  
被保険者であれば、その加入資格から労働時間(日数)が正規従業員の3/4以上あるものと考えられるので「常勤」と判断する。株式会社においては、株主総会で取締役が選任され、選任された取締役による取締役会において、役員の常勤・非常勤が決定されることから、当該法人の取締役会の議事録により、基準日時点で常勤役員であることが確認できれば常勤と判断する。
  - 役員報酬の支給状況は、定期・定額であるか否か。  
支給実態が、毎月、毎週のように、月以下の期間を単位として定期的に定額を反復、継続して支給されていれば「常勤」と判断する。
- \* 4 健康保険被保険者証は、いわゆる社会保険関係の被保険者証であり、国民健康保険被保険者証と混同しないよう留意すること。
- \* 5 該当の書類については、事業者の原本証明が付されたものを提出すること。

(令和5年4月1日一部改正)

(様式例1)

## 消防団協力事業所表示制度認定証明願

年 月 日

市(町)長 様

住(居)所

(所在地)

氏 名

(法人名又は屋号)

印

(電話番号

)

〇〇市(町)消防団協力事業所表示制度実施要綱第〇条第〇項の規定により下記の事業所が  
年 月 日現在で協力事業所として認定されている事業所等であることを証明願います。

記

事業所名	所在地	初回表示年月日	主担当市町村	表示連名市町村

---

## 消防団協力事業所表示制度認定証明書

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

市(町)長

印



(令和5年4月1日一部改正)

(様式例2) 申請者(事業主)以外の使用人等が消防団員である場合

## 〇〇市(町)消防団員証明願い及び〇〇市(町) 消防団員としての活動内容についての照会

年 月 日

市(町)長 様

住(居)所

(所在地)

氏 名

(法人名又は屋号)

印

(電話番号

)

下記のとおり証明の依頼及び照会をいたします。

記

- 1 この者が 年 月 日現在で〇〇市(町)の消防団員であることを証明願います。

氏 名	住 所	生年月日	直近の入団年月日

\* 出資金の額が1億円を超える特別法人の場合は3人分、それ以外の法人又は個人の場合は1人分を記載する。

- 2 1の者が 年 月 日現在から過去1年間において、〇〇市(町)の消防団員として活動した内容について照会します。

---

## 〇〇市(町)消防団員証明書及び消防団員の活動内容についての回答

上記1の依頼について相違ないことを証明します。

上記2の依頼について、別紙のとおり回答します。

年 月 日

市(町)長

印

(令和5年4月1日一部改正)

(様式例2・別紙)

## 〇〇市(町)消防団員の活動内容

### 1 対象消防団員

氏名	住所	生年月日	直近の入団年月日

### 2 活動内容

<活動期間 〇年〇月〇日～〇年〇月〇日>

年月日	活動内容	備考

※年月日ごとの活動内容が複数以上あり多数に及ぶ場合、代表的な活動内容の記載でも可。

※当様式(別紙)を使用せずに、活動記録等の写しでも可。

※次の活動記録集計表とすることも可。

区分	火災・風水害等の災害対応	演習・訓練	特別警戒	その他	計
出動件数(件)					

\* 現況調査の下記の区分による。

災害対応・・・火災、風水害等の災害

演習・訓練・・・演習・訓練

特別警戒・・・特別警戒

その他・・・救急、救助活動、広報指導、警防調査、火災調査、捜索、予防査察、誤報等

※ 出資金の額が1億円を超える特別法人にあつては3人分を作成する。

(令和5年4月1日一部改正)

(様式例3) 申請者(事業主)が消防団員である場合

## 〇〇市(町)消防団員証明願い及び〇〇市(町) 消防団員としての活動内容についての照会

市(町)長 様

年 月 日

住(居)所

(所在地)

氏 名

(法人名又は屋号)

印

(電話番号

)

下記のとおり証明の依頼及び照会をいたします。

- 1 私が、  
年 月 日現在で〇〇市(町)の消防団員であることを証明願います。

住(居)所

生 年 月 日

直近の入団年月日

年 月 日

- 2 私が  
年 月 日現在から過去1年間において、〇〇市(町)の消防団員として活動した内容について照会します(本人の情報は「1」に同じ)。

---

## 〇〇市(町)消防団員証明書及び消防団員の活動内容についての回答

上記1の依頼について相違ないことを証明します。

上記2の依頼について、別紙のとおり回答します。

年 月 日

市(町)長

印

(令和5年4月1日一部改正)

(様式例3・別紙)

## 〇〇市(町)消防団員の活動内容

### 1 対象消防団員

氏名	住所	生年月日	直近の入団年月日

### 2 活動内容

<活動期間 〇年〇月〇日～〇年〇月〇日>

年月日	活動内容	備考

※年月日ごとの活動内容が複数以上あり多数に及ぶ場合、代表的な活動内容の記載でも可。

※当様式(別紙)を使用せずに、活動記録等の写しでも可。

※次の活動記録集計表とすることも可。

区分	火災・風水害等の災害対応	演習・訓練	特別警戒	その他
出動件数(件)				

\* 現況調査の下記の区分による。

災害対応・・・火災、風水害等の災害

演習・訓練・・・演習・訓練

特別警戒・・・特別警戒

その他・・・救急、救助活動、広報指導、警防調査、火災調査、捜索、予防査察、誤報等

(様式例4)

同 意 書

私は、雇用主（勤務先法人）である \_\_\_\_\_ が、消防団活動協力事業所等の認定を受けるに当たって、知事が雇用主（勤務先法人）を通じて私の下記個人情報を収集することについて同意します。

記

- 1 住所、氏名、生年月日
- 2 \_\_\_\_\_ 市（町）の消防団員であること及び活動実績
- 3 雇用保険被保険者証・労働者名簿・（ \_\_\_\_\_ ）等に記載の雇用保険の被保険者であること、雇用主の静岡県内の事業所等で勤務していること等
- 4 健康保険被保険者証・役員報酬支給状況確認資料・（ \_\_\_\_\_ ）等に記載の健康保険の被保険者であること、勤務先法人の静岡県内の事業所等で常勤の役員として勤務していること等

年 月 日

住 所

氏 名



※出資金の額が1億円を超える特別法人にあっては3人分を作成する。

(令和5年4月1日一部改正)

(※「消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例施行規則」による様式)

別記様式 (第2条関係) (用紙 日本産業規格A4縦型)

消防団活動協力事業所等に係る要件認定申請書				
静岡県知事 様		年 月 日		
申請者	住所又は所在地			
	氏名又は名称	電話番号	( ) -	
消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例施行規則第2条の規定により、消防団の活動に協力する事業所等の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。 なお、認定を受けた際には、財務事務所長へその旨を通知することに同意します。				
事務所又は事業所の状況	県内の全ての事務所又は事業所名	所在地	消防団員である使用人等の数	表示制度(注)の認定年月日
			人	年 月 日
			人	年 月 日
			人	年 月 日
			人	年 月 日
申請に係る事業年度又は年		法人	年 月 日から 年 月 日まで	
		個人	年	
(以下、法人のみ記載)				
法人事業税の申告期限		年 月 日 (延長 月)		
事業年度終了の日における資本金の額又は出資金の額		円		

(注) 「消防団協力事業所表示制度」の実施について (平成18年11月29日付け消防災第427号消防庁長官通知) に基づき、市町の長又は市町の消防長が実施している消防団協力事業所表示制度をいう。